

第 11 章 準備書についての意見及び見解

第11章 準備書についての意見及び見解

11.1 環境の保全の見地からの意見の概要及び意見に対する事業者の見解

対象事業に関し、「新潟市環境影響評価条例（平成21年3月新潟市条例第5号）」第15条の規定に基づき、「新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）」の公告・縦覧を実施し、同条例第19条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募った。公告及び縦覧の概要は表11.1.1に示すとおりである。

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は提出されなかった。

表 11.1.1 準備書の公告及び縦覧の概要

項目	期間等
公告日	令和5年7月10日
縦覧期間	令和5年7月10日～令和5年8月9日
縦覧場所	循環社会推進課、環境対策課、東区役所、中央区役所、江南区役所、亀田清掃センター、中央図書館（ほんぽーと）、江南区文化会館
意見書の提出期間	令和5年7月10日～令和5年8月23日

11.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解

「新潟市環境影響評価条例」第22条の規定に基づき、準備書に対する新潟市長から環境保全の見地からの意見を受けた。新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解は表11.2.1～表11.2.3に示すとおりである。

表 11.2.1 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（総括的事項）

新潟市長の意見	事業者の見解
当該事業の事業実施想定区域の周辺には住宅地が存在していることから、周辺の地域住民等に対して、本事業の内容を丁寧に説明するとともに、施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等について、適切な情報提供に努めること。	本事業においては、これまで住民説明会の開催等により、地域住民の方に事業内容について説明を行ってきました。今後の工事や施設稼働時においても引き続き、丁寧な情報提供や説明等に努めます。
当該事業は既存焼却施設の更新であり、同敷地内における建替えの事業であるが、施設規模が大きくなることから、より一層の環境負荷の回避、低減が図られるよう十分に検討すること。	現施設において、排ガス等の基準について法基準より厳しい自主基準を設定し、環境負荷の低減を図ってきました。新施設でも施設整備の基本方針に「環境にやさしい」を掲げ、更に厳しい排ガス基準を設定するなど環境に配慮した施設とします。
施設の処理能力などの変更により環境負荷が大きくなる項目がある場合には、評価書において、変更による影響を明らかにするとともに、予測・評価を改めること。	処理能力の減少による各項目への影響について検討し、環境への影響が大きくなるおそれがある項目については、評価書において予測・評価を見直しました。
当該事業はDBO方式で実施する方針であり、事業の設計、施工及び運営を民間事業者が行うことから、事業計画の具体化にあたっては、環境影響評価の結果を適切に反映するとともに、環境保全措置の実施を担保する方法を評価書に記載すること。	事業発注書類において、環境影響評価書の遵守を規定するとともに、工事、施設稼働の各段階において、本市でその状況を確認する旨を評価書に記載しました。
事業の実施にあたり、環境の影響に関し新たな事実が判明した場合は、適切な環境保全措置を講じるとともに、必要に応じて追加の事後調査を実施すること。	工事、施設稼働の各段階において、適切な環境保全措置を講じ、また、必要に応じて事後調査を実施します。

表 11.2.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（個別事項）

分野	新潟市長の意見	事業者の見解
騒音について	資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音について、当該事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、評価書において丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置を徹底すること。	現況の騒音が基準超過している地点については、現況の交通量が多いことや周辺幹線道路の騒音が主な超過の要因であり、事業に伴う寄与分がわずかであることを評価書において補足しました。
水質について	当該地下水には砒素が含まれる可能性が高いため、事業の実施にあたっては、周辺地下水の状況を悪化させないよう関係機関と十分に協議するとともに、適切な環境保全措置について評価書に示すこと。	地下水対策に関し、揚水量を抑える工法の選定、放流する場合の砒素の処理やモニタリングについて環境保全措置について記載しました。また、実施にあたり、関係機関との協議を十分に行います。
温室効果ガスについて	当該事業において温室効果ガス排出量が現行よりも削減されるという予測結果となっているが、さらなる削減のため、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの積極的な導入に努めること。	太陽光発電については、建設業者決定後に建屋の大きさや屋根構造が確定するため、設置可能な太陽光の大きさが明確ではないこと、また、低炭素化に向けた廃棄物発電の増強により、送電できる容量の上限となる可能性があることから、啓発を主目的とし、本書においては最低限の容量として5kWで予測評価をしています。増量について検討を行います。
緑化について	準備書において、緑化に関する記載がないことから、評価書においては緑化計画について示すこと。	対象事業実施区域内の緑化率について評価書に記載しました。建設業者決定後の詳細設計において、敷地内における建屋の大きさや配置が確定するため、現時点で緑化についての詳細は未確定ではありますが、「新潟市景観計画における景観形成基準」に基づき、敷地内及び外周部に植栽を施し周辺との調和を図ります。

表 11.2.3 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（その他）

新潟市長の意見	事業者の見解
評価書の作成にあたっては、専門的な用語や内容について、表現方法を工夫し、分かりやすい図書とすること。	評価書の作成にあたり、補足説明等を追記し、分かりやすい図書となるよう留意しました。
記載内容の誤りは予測結果等の信頼性に関わるため、評価書の作成にあたっては、内容を十分に精査すること。	評価書の作成にあたり、確認体制を強化し、記載内容を精査しました。